2015/4/24 Rev.A

八王子市立高尾山学園 学校運営協議会

傍聴に関しての留意事項について

1 傍聴について

(1) 傍聴を希望する者は協議会の開始30分前から10分前までに申し込みを済ませ本協議会の会長の許可を得てください。

(2) 傍聴については高尾山学園学校運営協議会の規約を遵守ください。

(3) 傍聴者には資料は配布されません。また傍聴は通常の協議のみで、人事などの秘密会については傍聴ができません。

2 傍聴に関する規約の抜粋

高尾山学園学校運営協議会運営規定 第10項より

(1) 学校運営協議会は、原則公開であるため、傍聴を希望する者があるときはこれを認める。

(2) ただし、以下の者は、傍聴を認めないものとする。

① 棒、凶器等他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

② 垂れ幕、プラカード等意思を表示する物を携帯している者

③ 酒気を帯びている者

④ 議事を妨害するおそれがあると認められる者

(3) 傍聴人数については、本協議会開催会場の規模等を考慮し、会長が決定する。

(4) 傍聴人の決定は、以下の手続きにより行う。

① 傍聴希望者は、会議開始予定時刻の30分前から10分前までに申込みする。

② 会長は、傍聴の申し出に対して、傍聴の許可、不許可を決定することができる。

(5) 傍聴人は以下の事項遵守し、会長は違反者に対して退席を命じることができる。

① 傍聴者の発言、私語は禁止。また、拍手その他の方法で賛否を表明してはならない。

② 机や椅子を叩く、音楽を流す等をして議事を妨害してはならない。

③ 機器を用いた撮影、録音等をしてはならない。

④ 協議会の資料等は、受け取れない。

⑤ 許可なく傍聴した内容をネットやメディアに掲載してはならない。

⑥ 個人情報等傍聴が不可の事項を協議する際には、会長の指示に従い退席すること。

⑦ 決められた席に座り傍聴すること。

⑧ 飲食および喫煙などはしてはならない。

⑨ その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしてはならない。